

財務省告示第四百四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平

成十八年十一月二十日に発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月十七日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

め の公債の発行の特例等に関する

る 法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 日本郵政公社による国債の募集

の取扱い及び取得による発行

五 発行額 額面金額で三百億円

うち、財政法第四条第一項の規

定に基づき発行する利付国債に

ついては、額面金額で十九億八

千三百十万円、平成十八年度に

おける財政運営のため公債の

発行の特例等に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行す

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集の価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

る利付国債については、額面金額で六十九億四千百万円、国債の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で二百二十七億五千九百万円、国債の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で三百二十五万九千九百九十九円、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年十一月二十日
 額面金額百円につき百円八十五

（一）日本郵政公社総裁は、払込額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8 \times 61}{100 \times 365}$$

（二）発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座の記載又は記録されるものについては、前記（一）の算式により算出した金額から当該金額（た

十三 初期利子

ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。

平成十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十五 償還金額
十六 償還金額
十七 元利支

平成二十八年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

十八 募集期間

平成十八年十一月十日から平成

十九 払込期日

平成十八年十一月二十日